



市章

# 大津市公報

令和5年4月1日  
号外(第22号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 企業局管理規程

4	大津市企業局事務分掌規程の一部改正	1
5	大津市企業局事務決裁規程の一部改正	1
6	大津市企業局職員給与規程の一部改正	2
7	大津市企業局職員の職名規程の一部改正	2
8	大津市簡易内管施工登録店規程の一部改正	2
9	大津市指定ガス工事店規程の一部改正	2

## 企業局管理規程

### 大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國松睦生

第2条第3項中 「経営戦略室  
下水道整備課  
下水道調査室」 を 「経営経理課  
経営戦略室  
お客様設備課  
下水道調査室」 に改める。

第3条第1項中「副所長」を「室次長」に改める。

第4条の表副所長の項を次のように改める。

室次長	室長を補佐する。
-----	----------

第13条第2号中「及び高度処理、汚泥処理等に係る計画」を削り、同条第7号中「公共下水道の整備」を「雨水渠」に改め、同条第14号中「及び下水道調査室」を削り、同条を同条第15号とし、同条中第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 開発事業に伴い新設した管渠施設の検査に関する事。

第14条第11号中「課」の次に「及び下水道調査室」を加える。

第15条第11号中「、バルブ」を削る。

第18条下水道調査室の項中「事業用排水に係る」を削り、同条浄水整備推進室の項を次のように改める。  
浄水整備推進室

(1) 民間事業者による水道施設の整備及び管理の推進に関する事。

(2) 大津市浄水施設等整備・運営審査委員会に関する事。

### 附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(大津市企業局文書取扱規程の一部改正)
- 大津市企業局文書取扱規程(昭和30年公営企業部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。  
別表中「企業総務課経営戦略室」を「経営経理課経営戦略室」に改める。  
(大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程の一部改正)
- 大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程(平成31年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。  
第7条中「企業局企業総務部企業総務課経営戦略室」を「企業局企業総務部経営経理課経営戦略室」に改める。

### 大津市企業局管理規程第5号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第2条第12号中「副所長」を「室次長」に改める。

第5条の2を削る。

第9条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

浄水管理センター所長は、局長又は次長の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。この場合において、浄水管理センター所長は、局長又は次長が定めるものについては課長と同等の職務権限を行使するものとする。

別表第1号の表4の部3の項中「大津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第6号

大津市企業局職員給与規程（昭和34年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第13条第2項第1号中「218,000円」を「221,000円」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第7号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第3条第1項第10号を次のように改める。

(10) 室次長

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第8号

大津市簡易内管施工登録店規程（令和4年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第7条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、簡易内管施工登録店は、ガスに関する法令を遵守するとともに、公営企業管理者が定めるところに従い、誠実に簡易内管工事を施行しなければならない。

#### 附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

### 大津市企業局管理規程第9号

大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第2条第1項第1号中「溶接によって行う」を「中圧の」に改める。

第13条第2項中「資格試験受験申込書」を「資格試験受験申込書兼受験講習会受講申込書」に改める。

第14条第1項中「者は」の次に「、外管工事士の資格を有する者で」を加え、「者と」を「ものと」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「10年（試験の前日2年以内に受験講習会（第15条の2第1項に規定する受験講習会をいう。同項を除き、以下同じ。）の課程を修了した者にあつては、5年）」を「5年」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1級建設機械施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士の資格を有し、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有する者

第14条第2項第5号中「10年（試験の日前2年以内に受験講習会の課程を修了した者にあつては、5年）」を「3年」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

4 外管工事士に係る試験を受けようとする者は、当該試験と同年度に実施される受験講習会（第15条の2第1項に規定する受験講習会をいう。同項を除き、以下同じ。）を受講しなければならない。

第15条第1項中「及び技能検定」を削り、同条第2項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「によって」を「により、若しくは前条第4項の規定に違反して」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

第15条の2第1項中「毎年1回」を「試験の実施に合わせて」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「受験講習会受講申込書（様式第13号）」を「資格試験受験申込書兼受験講習会受講申込書」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「修了認定の基準その他」を削り、同項を同条第5項とする。

第16条第2項中「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同条第5項中「様式第15号」を「様式第14号」に改める。

第17条中「き損」を「毀損」に、「様式第16号」を「様式第15号」に改める。

第19条を次のように改める。

(技術講習)

**第19条** 公営企業管理者は、必要に応じて、ガス工事に関する技術を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

2 ガス工事資格者は、前項の講習会が開催された場合には、これを受講しなければならない。

様式第11号中「（第13条関係）」を「（第13条、第15条関係）」に、「資格試験受験申込書」を「資格試験受験申込書兼受験講習会受講申込書」に改め、「受験したい」を「受験し、又は受験講習会を受講したい」に改め、「第13項第2項」の次に「又は第15条の2第2項」を加え、

申込資格区分（該当する資格に○をする。）	外管責任技術者	を
	外管工事士	

申込内容（申し込むものに○をする。）	外管責任技術者資格試験の受験	に改める。
	外管工事士資格試験の受験	
	受験講習会の受講	

様式第12号中

- |  |   |  |    |
|--|---|--|----|
| <p>「<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 外管工事の実務に10年以上従事した経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/> 外管工事の実務に5年以上従事した経験を有する者で、試験の日前2年以内に受験講習会の課程を修了したもの</p> <p><input type="checkbox"/> 前年度に実施された外管責任技術者に係る試験の筆記試験に合格した者</p> <p>」</p> | を | <p>「（必須要件）</p> <p><input type="checkbox"/> 外管工事士の資格を有する者</p> <p>（選択要件）</p> <p><input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士の資格を有する者で、外管工事の実務に3年以上従事した経験を有するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 外管工事の実務に5年以上従事した経験を有する者</p> <p>」</p> | に、 |
|--|---|--|----|
- 「 外管工事の実務に10年以上従事した経験を

有する者

- 外管工事の実務に5年以上従事した経験を有する者で、試験の日前2年以内に受験講習会の課程を修了したもの
- 前年度に実施された外管工事士に係る試験の筆記試験に合格した者
- 「 外管工事の実務に3年以上従事した経験を有する者」に

改める。

様式第13号を削り、様式第14号を様式第13号とし、様式第15号を様式第14号とし、様式第16号を様式第15号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(旧試験の実施等)
- 2 公営企業管理者は、令和5年度に限り、改正後の大津市指定ガス工事店規程（以下「新規程」という。）の規定による試験（以下「新試験」という。）を行うほか、従前の試験を行うものとする。この場合において、改正前の大津市指定ガス工事店規程第13条から第15条の2までの規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 外管工事士に係る新試験に合格した者は、令和5年度に行われる外管責任技術者に係る新試験の受験資格を有するものとする。この場合において、新規程第14条第1項中「者で」とあるのは、「者又は同年度に開催された外管工事士に係る試験に合格した者で」とする。